

芦屋市立潮芦屋交流センター指定管理者基本協定書の一部を変更する協定書

令和6年4月1日付け、芦屋市（以下「甲」という。）とNPO法人芦屋市国際交流協会（以下「乙」という。）との間で締結した芦屋市立潮芦屋交流センター指定管理者基本協定書（以下、「基本協定書」という。）の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

1 基本協定書の第14条の2の次に次の1条を加える。

（利用料金調整金）

第14条の3 乙は、芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、第2条に定める指定期間中に利用料金を増額する場合は、利用料金調整金の納付義務を負うものとする。利用料金調整金の算定方法については、仕様書において定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 高 島 峻 輔

乙 芦屋市大原町2番6－203号
NPO法人芦屋市国際交流協会
会 長 戸 田 敬 二